



C O N T E N T S

改正刑事訴訟法等に関する意見交換会に随行して ……	02	4. パネルディスカッション(要約) ……	12~14
刑事裁判への被害者として参加します ……	03	5. 総括 ……	14・15
全国犯罪被害者の会in 関西 「凶悪犯罪被害者の叫び」		6. 閉会挨拶・アンケートから ……	15・16
1. 開会挨拶 ……	04	活動報告 ……	17~18
2. 被害者の叫び ……	05~08	第13回 全国犯罪被害者の会 大会 (2014)のお知らせ ……	18
3. 弁護士の立場から ……	08~12	幹事会、関東・関西集会 報告 ……	19

東京高裁判決(刑事第10部)は国民に対する裏切り

副代表幹事・弁護士 高橋正人

東京高等裁判所第10 刑事部(裁判長:村瀬均)は今年6月と10月、2件立て続けに裁判員裁判の死刑判決を覆し、無期懲役を言い渡した。同じ裁判官による驚くべき独善である。

そもそも、裁判員制度は、国民の日常感覚や社会常識を判決に反映させることによって、従来の職業的裁判官が陥りやすかった誤りを是正し、司法に対する国民の信頼を回復することなどを目的として平成21年5月から施行された民主主義的な司法制度である。この点、裁判所のウェブサイト「裁判員制度Q&A」にも、「裁判員裁判は、これまでの刑事裁判が国民にとって理解しにくいものであった反省から、裁判官と裁判員の知識経験を生かしつつ一緒に判断することにより、より国民の理解しやすい裁判を実現することを目的に提案されました。一言で言うと、裁判の進め方や内容に、国民の視点、感覚が反映されていくことになる結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、司法が、より身近なものとして信頼も一層高まることが期待されて導入されました」とある。

ところが、2件の東京高裁判決は、過去の裁判例に照らすと、死刑の選択がやむを得ないものとは言えないとして、先例を重視する姿勢を鮮明に打ち出したのである。

2件の東京高裁判決は、次の点で、国民の感覚から著しく乖離している。

6月判決の事案は、妻を刺殺し、幼少の2人の子供

も殺害しようとして自宅に放火し、娘を焼死させた事件に対して懲役20年の刑に服した被告人が、満期で出所後、わずか半年で、本件の強盗殺人を敢行し、1名を殺害したというものである。東京高裁は、「(死刑を選択した裁判員裁判の)原判決は、被告人に人の命を奪う重大な前科がありながら、服役後短期間のうちに本件に及んだことを相当重視したものである。」「しかし、一般情状である前科を死刑選択に当たり重視する場合、これまでの裁判例には一定の傾向がみられることに十分に留意する必要がある」とし、「この点に関する先例の量刑傾向をみると」と述べ、殺害された被害者が1名の強盗殺人の事例で死刑が選択されたのは、「無期懲役刑に処せられ仮出所中の者が、再度、前科と類似性のある罪を敢行した事案である」から、満期で出所した本件事案はそれにはあらず、死刑がやむを得ないとは言えないとして無期懲役に減刑した。しかし、仮釈放が認められず、満期で出所する方が受刑態度は不良のことが多いのであるから、高裁判決が言うように「被告人は、まじめに服役して全ての刑期を終えてその執行を終了している」ことを良情状とする裁判官の感覚こそ、一般国民の常識からかけ離れているものである。

一方、10月判決の事案は、被告人が、マンションに侵入し、当時21歳の女性に包丁を突き付け、両手首をストッキングで縛りあげて、現金やキャッシュカードなどを奪い、首や胸を何回も突き刺すなどして殺

害した強盗殺人事件である。さらに、翌日、再び被害者のマンションに行き、証拠を隠滅するために放火して死体を焼いた非道な事案である。そればかりではない。住居侵入・窃盗が3件、住居侵入・強盗致傷事件が1件、住居侵入・強盗致傷・強盗強姦・監禁・窃盗が1件、強盗致傷が1件、住居侵入・強盗強姦未遂が1件についても、併合して起訴されている。しかも、被告人はこれだけの犯罪を、平成21年9月16日から11月13日までの2か月足らずの間に犯しているのである。加えて、被告人は昭和59年に強盗致傷、強盗強姦で懲役7年に処せられ服役し、平成14年に住居侵入、強盗致傷で懲役7年に処せられて服役している。ところが、このような事案でさえも、東京高裁は、殺害された被害者が1人で計画性がない場合は、死刑が選択されないのが先例であるとして、これまた死刑判決を破棄してしまった。

確かに計画性は、刑を重くする1つの事情ではある。しかし、これを過大評価すること自体、国民の常識的な感覚に反しているのではないか。「計画性がなくては目的を遂げられない犯罪もあるだろうが、本件の被告人のように、手あたり次第に住居侵入、窃盗、強盗、強姦、殺人、放火等を繰り返す犯罪者の存在は、一般国民にとって恐怖そのもの」だからであり、「それを、杓子定規に「計画性なし＝刑が軽くなる事情」としてきたことが、国民の司法に対する信頼を失わせた」と、従来から被告人を弁護する職域が多かった弁護士の団体ですら、きっぱりと意見表明している（犯罪被害者支援弁護士フォーラム（VSフォー

ラム）HP）。

さらに、被害者が一人だから死刑がやむを得ないとは言えないとはどういうことか。非道な罪を犯した加害者の命の重さが、善良な市民の2名分以上の重さがあるとは、よくぞ言えたものである。こういったところに、裁判官の感覚が市民の感覚からはずれていると批判されてきたのではないか。

平成25年10月16日付産経新聞社説によると、2件の東京高裁の判決の背景には、過去30年間の裁判官裁判による死刑・無期懲役が確定した殺人・強盗殺人事件を調査し、被害者の人数別に先例の傾向を分析した昨年7月に公表された最高裁司法研修所の研究報告があると解説されている。

同新聞が言うように、もし、国民の常識よりも、たかだか一研修所の見解を東京高裁が重視したのであれば、国民を見下していると言うほかない。

東京高裁は、国民の常識や感覚から乖離しているものである。このような職業的裁判官による先例に問題があったからこそ、裁判員制度が導入されたはずである。それなのに、先例に反するから裁判員の判断は誤りだというのでは、裁判員制度の否定である。東京高裁の判決は国民の信頼を裏切るだけでなく、法を守るべき者が、裁判員法という法制度に挑戦しているケースだとも言える。もし、今回の加害者が将来、仮釈放が認められて出所し、再び罪を犯したら、一体、誰が責任を取るのでしょうか。

検察庁がこれを上告せず、また、最高裁が破棄しないのであれば、国民は司法を信頼しなくなるであろう。

法務省は、平成19年改正刑事訴訟法等の見直しのために、有識者の意見を聴き、質疑応答をする意見交換会を今年1月より開催しております。そこでは被害者参加制度3年後の見直しがされていますが、あすの会からはメンバーとして高橋正人副代表幹事が毎回出席しております。第5回意見交換会に随同行した岡村顧問は次のように感想を述べています。

第5回 平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会に随行して

あすの会 顧問 弁護士 岡村 勲

10月3日、犯罪被害者等基本法や犯罪被害者等基本計画に基づいて創設された刑事裁判がどう変わったか、期待をもって高橋委員に随行したのだが、正直に言って失望した。

刑事裁判は、加害者については将来の生活設計や身元引受人を調べるなど、その更正、立ち直りに配慮している。被害者を排除していた刑事裁判が「犯罪被害

者のためにもある」(犯罪被害者等基本計画)と変わったのだから、刑事裁判は被害者についても立ち直りのための配慮協力しなくてはならなくなったのだ。出席者委員の意識はそうっていないようだ。

意見交換会で、黙秘権を行使する被告人に対する参加人の質問が問題となった。答は返ってこないのだから質問しても無駄ではないか、そもそも黙秘権を行使

している被告人に対して質問が許されるか、などが議論された。

理不尽な犯罪で家族を奪われた被害者には、加害者に対して聞きたいこと言いたいことが山ほどある。加害者に対峙できるのは法廷の場しかなく、これを逃せば生涯その機会は失われてしまう。たとえ加害者が答えなくても、疑問を糺し、真相に迫りたい。心に残るわだかまりや悔しさを加害者にぶっつけたい。黙秘する加害者の不誠実さを裁判所に見せてやりたい。被害者が必死の思いで出廷するのはそのためだ。

裁判を終えて帰宅したとき「加害者は何も答えなかったけど、言うことは言ってやりましたよ。加害者はこちらを見ることもできませんでしたよ」と仏前に報告できる。この「やることはやった」という達成感、充足感、開放感が大切で、これがなくては、被害者は立ち直りの一歩を踏み出すことができない。

「法廷を復讐の場にしてはならない」と言う人がいるが、自らは安全圏に身を置いて空想でものを考える人の発言である。これしきのことは復讐でも何でもな

い。現に3年間で問題は起こっていないではないか。この程度のことが許されないなら、裁判は生きた人間のことではなく、フラスコのなかで蒸留水を作るようなものになってしまう。更には、私は、極悪非道の加害者が、法廷で言葉による復讐を受けるくらい当然だと思っている。

意見陳述についても同様。参加人が複数いる場合に、同じ内容の意見を次々述べるのは時間の無駄だから人数を制限せよというのも、被害者心理を理解しないことに起因する。被害者の心情は複雑で個別的だ。たとえ家族であっても代理することはできないのだ。

言いたいことを述べ、聞きたいこと尋ねることが被害者の癒し、立ち直りに必要不可欠だから、よほどのことがない限り制限してはならない。癒しには時間がかかる。加害者のために費やした捜査や裁判までの時間に比べると、僅少過ぎるほど僅少だ。時間を惜しんではならない。

訴訟経済、効率優先で、被害者は依然として後回しにされている、という印象が残った。

刑事裁判への被害者として参加します

幹事 假谷 実

(公証人役場事務長逮捕監禁致死事件遺族)

振り返ると、2000年1月23日、あすの会の設立に立ち会っていました。犯罪が社会から必然的に生じてしまう、誰もが被害者になる可能性があるという視点に立ち、被害者のおかれている理不尽で悲惨な現実を訴え、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求めて皆さんと活動を共にしてきました。

2008年12月1日より、刑事裁判における被害者参加制度が始まりましたが、制度への適用に遑及はなく、私たちの事件発生から15年以上が経過して時効も成立していると考えていました。

この事件は、1995年2月28日16時30分過ぎに起こりました。信者であった叔母の居場所を聞き出すため、オウム真理教の信者が、信者でもない父を拉致し、麻酔を多量に投与し、ナルコという拷問を行い、父を殺害しました。これらの行為には信者10数名が関わっていましたが、最も重い罪でも逮捕監禁致死罪で、物証がないなどの理由から殺人罪としての起訴が見送られました。父を殺害された被害者としては、真実に目を逸らされた、納得できない刑事裁判であり、無力感が漂いました。

しかし、父の葬儀に多くの方々が参列してくださったことなどから、父の無念をこのまま放置することは

できないと一念発起し、私たちは殺意の有無を確かめるために、民事訴訟を起こしました。

判決において「未必の故意がなかったとはいえない」というところまでは進めることができましたが、父の死の真相には辿り着けていません。

ところが、2011年12月31日に平田容疑者が出頭し、逮捕された後に、公訴時効は未成立と聞きました。逮捕監禁致死罪の公訴時効は10年ですが、刑事訴訟法(第254条)に共犯者の起訴から刑の確定まで時効が停止する規定があるため、時効は成立していないとのことでした。

将来の被害者のために被害者参加制度の確立を求めてきた私たちが、この事件で参加制度を利用できるとは思っていませんでした。

私たちが10余年前には出来なかった、事件の真相、父の殺害までの様子を直接質問する千載一遇の機会が訪れました。

刑事裁判へ参加することにより、事件の真相を究明することが最大の目的です。しかし、同時に、参加制度の体験を通して、証人への質問に制限があることなど、改善すべき点を確認し、次の活動へ繋げたいとも考えています。

全国犯罪被害者の会（あすの会）in 関西

凶悪犯罪被害者の叫び～死刑制度を考えよう

去る9月28日（土）、大阪市・クレオ大阪西において、「全国犯罪被害者の会in 関西大会」が開催されました。社会を震撼させる凶悪犯罪が日々繰り返されるなか、犯罪被害と無縁な幸せな人たちが死刑廃止をはじめ、犯罪者のためのさまざまな活動を積極的に行っていますが、犯罪被害者には納得できません。今回は、精神的・経済的に被害者がどれほど苦しめられているか、当日の被害者の声や、それを支援する弁護士のみなさんの声を要約してお届けします。

プログラム

- | | | |
|-----------|--------------------|---------|
| 1. 開会挨拶 | 3. 弁護士の立場から | 5. 総括 |
| 2. 被害者の叫び | 4. パネルディスカッション（要約） | 6. 閉会挨拶 |

1. 開会挨拶

開会の言葉 代表幹事 松村 恒夫

「あすの会」が大阪で集会を開きますのは14年ぶりでございます。その時は、「あすの会」が発足して9か月でありました。

皆様のご支援を受けて、2度のヨーロッパ調査を行い、その調査結果を踏まえて、全国県庁所在地をまわり50か所で犯罪被害者のための刑事司法、訴訟参加、付帯私訴等を求める街頭署名活動を展開し、約56万の方々のご署名をいただきました。この署名活動と意見書を国民の意思として国に訴え、その結果2004年12月には議員立法による「犯罪被害者等基本法」



が成立しました。裁判は加害者のためだけでなく被害者のためにもある事が明確になり、犯罪被害者の裁判への参加制度、そして被害者参加人への交通費・日当の支給、刑事裁判に引き続いて民事訴訟を起こすことができる損害賠償命令制度の創設、凶悪犯罪事件の公訴時効の廃止、国費による懸賞金制度、同じく国費による被害者側弁護士費用など被害者を取り巻く環境は大きく変わりました。

設立趣意書を読み直しますと、犯罪被害者の権利確立はほぼ実現してきましたが、犯罪被害者の経済補償制度に関しては実現しておりません。内閣府の下で「犯給制度の拡充あるいは新しい経済補償制度の創設」という会議で検討されておりますが、その実現は楽観できません。

一方、死刑制度の廃止を求める動きが目立ってきました。「あすの会」にも死刑廃止議論の場に参加を求める招待状が寄せられるようになりました。そこで、本年1月に、死刑制度の存置を求めて大会を開きました。殺人事件により家族を失った遺族は、犯人自らの命をもって償ってもらおうことで、心のけじめをつけられるのです。大切な身内が亡くなったのに、その犯人が命を全うすることに我慢がならないのです。

凶悪犯罪被害者の心からの想いに耳を傾けて頂き、凶悪犯罪を起こした犯人にどの様な刑罰がふさわしいのか考え、議論することができれば主催者として目的を果たすことができると思います。

メッセージ

あすの会関西大会の開催、おめでとうございます。

会員の皆さんと久しぶりでお会いすることを楽しみにしていたのですが、あいにく風邪をこじらせて出席できなくなり、残念でなりません。

あすの会は、この13年間、犯罪被害者等基本法の制定や被害者の刑事司法参加をはじめ、犯罪被害者のための司法実現のために力を尽くして参りました。しかし、犯罪被害者が最も望み、国民の86パーセントが支持する死刑制度を廃止すべきだとして、執拗に運動する人たちがおります。その人たちの殆どは、犯罪とは無縁の幸せな人たちであります。

私はその人たちに言いたい。「死刑をなくすることは簡単です。凶悪犯罪を起こさせないようにしなさい」と。凶悪犯罪は起こさせる、死刑は廃止させる、こんな馬鹿なことがありますか。

今日は、凶悪犯罪の被害者のご遺族から被害の実情や思いの丈を存分に語って頂くとともに、弁護士や場内の人たちと死刑について活発な意見を戦わせ、犯罪被害者のための正義の実現に向けた大会になることを期待しております。ありがとうございました。

あすの会 顧問 岡村 勲

2. 被害者の叫び

家族の生命を奪われた5人の凶悪犯罪の被害者遺族が、凄惨な被害の実情と現在の法制度の問題を語りました。あすの会が、死刑制度をなぜ支持するのか、この叫びを聞けば誰もが納得するのではないのでしょうか。

凶悪な犯人は極刑をもって償いを

清家 政明

平成23年3月12日夕方、娘は調剤薬局で勤務中に同僚の男性薬剤師によって刺殺されました。犯人は数ヶ月前から鞆に包丁を忍ばせ、「誰でもよかった」と機会をうかがっていたのです。包丁が曲がってしまうほどの激しさで20箇所余りを刺されました。白衣は血で染まり、黒いコートのように見えました。犯人はその後、薬局の防犯システムを作動させ施錠をして帰宅し、翌朝逮捕されるまで、風呂に入りネットやゲームをしていました。

一方、娘の夫は、妻が帰宅時間を過ぎても連絡が取れないことに不安を感じ、夜更けに勤務先まで探しに出かけました。そして日付が変わった頃、薬局内で血まみれになって倒れている妻の姿を発見したのです。人生が暗転してしまい、後遺症は未だ完治していません。

事件から一年後の裁判員裁判では、被告は裁判長の問いかけにも黙秘を続けました。被害者参加人とし

て出廷した私たち遺族は「極刑（死刑）」を望みましたが、判決は「無期懲役」でした。

検察庁から半年ごとの加害者の処遇通知が届きます。記載内容は、執行終了予定時期、収容先、作業名や改善指導、その他です。それは、単に犯人の生死の確認ができるだけであり、反省や償いの様子は記されていません。加害者は死ぬまでの時間に制限を受けるものの、世情に関係なく日々を過ごすことができるのです。

加害者が、自分の行為を悔やんだとしても、その罪を償うことはできません。刑に服し、改心し、善人になったとしても、それはその人間に限ったことで、被害者や遺族には何らの価値も見いだせないのです。

私たちはかけがえのない家族を喪ったのであり、この事実は未来永劫消えることは無いのです。加害者がどうなろうと、存在そのものが疎ましいのです。せめて加害者がこの世からいなくなれば、加害者に対して考える必要がなくなり、娘に思いを寄せるのみとなるのです。

殺人は、加害者の手前勝手な屁理屈による最低の行為です。然らば極刑をもって償われるべきです。

残忍な犯人を絶対に許せない

鈴木 結衣(仮名)

今から約2年前に母が妹の元交際相手に強盗目的で殺害されました。母や妹には何の落ち度もありませんでした。被告人は証拠隠滅や死亡時期を偽る為に、母の遺体をバラバラに切断した上で、骨から全ての組織を取り除き、頭蓋骨や手足の骨のごく一部を奈良県の生駒山の藪の中に遺棄し、筋肉や内臓などの一部を腐った肉だと偽り、ゴミ収集車の人に渡しました。生駒山で見つかった頭蓋骨は、歯は切り落とされ、脳や眼球も取り除かれていました。司法解剖の先生は、殺害から遺棄するまでの3、4日で白骨状態にするには、骨から筋肉等を取り除き、茹でる等の方法を用いて骨だけの状態にした可能性も否定できないと指摘されるほどの残酷な仕様でした。

被告人は、遺体の遺棄と損壊については一部認めるものの、殺害に関しては否認しています。捜査段階から裁判中に至るまで、母の人格を冒瀆する話を作り上げ、二転三転させて真実を話さず、自らが被害者であるような言動を繰り返しました。

第一審では、無期懲役が言い渡されましたが、被告人は判決を不服とし控訴、現在その判決を待っている状況です。犯行の残忍性・凶暴性・利己的な思考を踏まえると死刑に値するケースだと思えます。

廃止派の方は、凶悪犯罪者が残酷で野蛮な罪を犯したということを忘れているようです。冤罪を恐れて犯罪に対して適切な刑罰を与えないということがあってはなりません。死刑に犯罪の抑止効果があろうがなかろうが、死刑制度の必要性とは直接関係しません。世界では死刑廃止が主流といわれますが、その国の文化に基づく考え方があり、他国の考え方に基づいたやり方を押しつけるのは間違っています。

凶悪犯罪は被害者だけでなくその家族にも多大な被害を与えます。私達は、被告人が殺害を否認している為、母はどのように殺害されたのかということがわかりません。ふとした瞬間に事件のことを思い出しては悲しみと絶望感に引きずり込まれます。現在も暗鬱な気分や倦怠感、気力の低下が続いており、事件前と同じ様には生活できなくなりました。事件発覚後2ヶ月近くは毎日のように警察に呼ばれました。私達は県外に住んでいたため、仕事を長期休職し、それぞれの部屋を引き払って県内に転居し部屋を借りました。実家は事件現場のため、現場保存と精神的な意味でも住むことはできませんでした。

その後、仕事も気力の回復の目処が立たず今年の

4月に退職しました。大切な家族をなくしただけでなく、精神的苦痛、人生設計、仕事、家、安心して生活する権利を奪われてしまいました。将来、被告人が仮釈放されたときのことを考えると、不安になります。このような被告人には、再び社会に出てきてほしくありません。

元友人に殺された父

小菅英津子

私の父は、平成20年、長年友人として付きあった男に殺害され、滋賀県の山中に遺棄されました。父は、商売をたたむ際に、その男に指南を受け、預金をその男の口座に預けていました。犯人は、そのお金を父に返せなくなり、父を山へ誘い出して殺害し、そのお金を自分のものにしました。行方不明になった4月から、遺体が見つかるまでの7か月間、私と母は本当につらく、心細い日々を過ごしました。当初2か月間は、家出人とされ、警察は捜査せず、私たちは、私立探偵に依頼しました。

その後、警察による捜査が始まり、バラバラ事件の報道があった日に、警察に呼び出され、DNA鑑定用に私の検体を採取されました。当時、私は、犯人の建てたマンションに暮らしていました。それほど父と犯人は仲が良かったのです。しかも、その男は、逮捕直前までこのマンションに毎日出入りし、何食わぬ顔で過ごしていたのです。

被害者の裁判参加制度の中で、求刑に関する意見陳述を行った際、その求刑に、死刑以外の何があるのか、私には想像が付きませんでした。意見陳述で犯人の死刑を望むことに対して、良心の呵責が生まれるのかと想像しましたが、裁判の準備や、実際の過程を経て、そのようなことはみじんも思いませんでした。また、そう思わなかったことを恥ずかしく思うような気持ちも、一切ありません。高裁まで戦い、その犯人は無期懲役になりました。無期懲役など、遺族にとっては、本当にむなしいものです。

1人殺しただけでは容易に死刑にならないこともわかっていますが、死刑にならない今の制度の方がおかしいと思います。私が毎日一生懸命働いて払った税金が、たとえ1円でも、犯人を生き延びさせることに使われていることが腹立たしくてなりません。

死刑という言葉さえ自分の生活に全く無関係の人たちが、声高に叫ぶ死刑廃止が、なぜ注目されるのか、私にはよくわかりません。

3人も殺害した人間がなぜ死刑にならないのか？

五十嵐 邦宏

私は、4年前の平成21年11月に東京南青山で父親を殺害されました。加害者は、25年前にも妻を殺害した後で自宅に放火し、子供も焼き殺して20年間服役していました。しかも半年前に刑務所を出所したばかりでした。上野で包丁を買込み、強盗に入る家を物色し、たまたま父の住むマンションに入り込み、父の首を包丁で刺して殺害しました。

2年前の裁判員裁判による判決では、刑務所を出てから半年後の犯行に言及し「2人の命を奪った前科がありながら、強盗目的で被害者の命を奪ったことは刑を決める上で特に重視すべきである」として、求刑通り死刑を言い渡されました。

しかし、今年の6月、東京高裁で開かれた2審判決で村瀬裁判長は、「一審判決は、妻子を殺害した被告の前科を重視しすぎており誤りである」と述べ、被告が懲役20年の判決を受けて服役した妻子殺害事件については「夫婦間の口論の末の無理心中であり、強盗殺人事件との類似性はなく、更生の可能性がない」とは言い難い。前科を重視して死刑とすることには疑問がある」として、死刑とした一審の裁判員裁判判決を破棄して無期懲役を言い渡しました。加害者と被害者では、人の命の重さに違いがあることがこの判決で明らかになりました。3人も殺した人間が、なぜ死刑にならないのか憤りを感じます。

裁判員の意見を、職業裁判官は無視したのです。職業裁判官は裁判員裁判の意味をもっと重く、真摯に捉えるべきではないかと思えます。

二審で裁判官は「前科を過度に重視しすぎである」と言っていますが、加害者は、最初の事件で既に、2人の命を奪っているのです。もしも、初犯で死刑になっていたなら、3人目である私の父は被害に遭わずに済みました。初犯の裁判で判決を下した裁判長は責任を感じないのでしょうか。

この裁判では、犯人は完全黙秘のため、私は事件について真相が分かりません。来る最高裁判決では、一般国民の良識がよみがえることを期待しています。最後に、警察、検察の方々にお世話になり感謝している事を申し添えます。

殺人者の人権がそれほど大切か

加藤 裕司

平成23年9月30日、娘の「みさ」は今までになく、

連絡がないまま帰宅せず、翌日の土曜日の夕刻になっても帰ってきませんでした。土曜の夜、警察署に行方不明の届けを出しました。何らかの事件に巻き込まれたに違いないという確信の方が強かったのです。

10月6日の夜8時過ぎになって、警察の方が沈痛な面持ちでお見えになり、娘が殺害された事実を告げられました。その時は、何もかもが一瞬にして止まったような、何時間も呼吸ができないように何かに押しつぶされているような感覚でした。一気に涙がとめどもなく溢れ、悲しいとか辛いとかいうような単純な言葉ではとても表現ができませんでした。

その後、逮捕された犯人住田紘一の供述で、もっと悲惨で悲しい事実を知ることになりました。娘は、最初から強姦目的で倉庫に連れ込まれ、計画通り、抵抗させないように力いっぱい殴り倒し、身動きがとれないように手錠をはめ強姦されたのです。そして犯人は、最初から生きて返さぬと供述書にも謳っており、娘の胸を刃物で何度も何度も突き刺し、それでもまだ娘は必死で命乞いをしたようです。そんな娘をあざ笑うかのようにとどめに頸動脈を掻き切って殺害したのです。

遺体を布団にくるみ車に積んで大阪に帰り、シャッター付のガレージを借り、逮捕されるまで倉庫の中で黙々と遺体の解体作業を行ったのです。娘の遺体を、頭、両手、両足、胴体の6つに切断しました。内臓を抉り出し、肋骨をポキン、ポキンと小さく折り、肉片と骨を区別し、肉片は大和川の欄干から投げ捨て、骨は近所のゴミステーションの他の家族のゴミに紛らせて捨てました。毎晩、毎晩、その作業を黙々と続け、最後の胴体の一部だけが残った段階で住田は逮捕されたのです。

逮捕1年半後、今年の2月5日から裁判員裁判が始まり、2月14日には死刑判決が言い渡されました。加



害者の弁護士は即時控訴しましたが、1か月半後、住田が直接控訴を取り下げたことから、死刑が確定しました。それだからといって嬉しく思えることなんか一つありません。どんなに願っても、みさと2度と会えることができないのですから。

私は、住田が死刑になるのは当然だと受け止めています。被告人が初犯で、殺人の数が1人だけで死刑判決になった例はない、とのこと。かつての永山基準が立ちはだかっていました。最高裁が死刑宣告を回避するために、裁判官、裁判長だけに都合の良い基準、それが永山基準なのです。住田絃一の死刑判決は、良識ある市民と裁判官、検事の手によって、裁判という特殊な世界にあったものが一般社会に近づきつつあることを物語っています。これを当たり前にしていかななくてはと思っています。

世論の8割以上が死刑制度を支持しているにもかかわらず、死刑制度に反対している弁護士や有識者の方がおられるようです。死刑囚にも人権がある、というのが常套句のようですが、人を虫けらのような扱いで殺した殺人者の人権がそんなに大切なのでしょ

うか。殺された側には人権がなかったのでしょうか。死刑囚に人権など最初からありません。意図的に人を殺害した輩は、殺害したその時点から人ではなく、ケダモノなのです。

償いについては、被害者と被害者家族を納得させられるような償いでなければ意味がないのです。ただ、刑に服せば償ったことになるかと勘違いされては困ります。自らの死をもって詫言ることが最低限の償いなのです。

更生の可能性があったはずの受刑者が、仮出所している間に再犯する。情状酌量の余地で減刑を勝ち取った受刑者が人を殺してしまう。それでも誰も責任をとらないし、職を辞したという話を聞いたことがありません。

この日本において、犯罪の被害者及び被害者の家族の辛い思いを救える制度として、納得させられる制度として、死刑制度以上のものがない以上、死刑制度を廃止することはできない、というのが私の考えです。

3. 弁護士の立場から

裁判員裁判における死刑判決の尊重について

弁護士 大沢 寿道

先ほど、被害者の五十嵐さんが、ご自身の事件についての話をしてくださいました。その事件では、第一審の裁判員裁判において、被告人に死刑判決が下されています。しかし、被告人が控訴をした上の東京高等裁判所は、裁判員裁判で下された死刑という判決を破棄して、無期懲役という判断を下しました。この東京高等裁判所の判断は、裁判員裁判における死刑判決を覆した最初の判断です。

この判断が、正しいものとしてまかり通ってしまった場合、裁判員裁判となって、刑事裁判に国民の一般的な感覚が反映され死刑となるべき事案が、適正に死刑と判断されたにもかかわらず、職業的裁判官によるオートマチックな先例に従うだけの杓子定規的な判断に戻ってしまいます。今回の高等裁判所による判断が、先例として認められてしまった場合、死刑を不当に制限する考え、例えを挙げれば、殺害された被害者が一人の場合には、なかなか死刑にはしないというような誤った考えが刑事裁判に蔓延していたように、通常死刑とすべき事案においても、なかなか死刑にならず、本来、正義を守るべき刑事裁判において、正義の

実現がなされないという由々しき事態が生じてしまいます。

まず、今回の事件に関して、控訴審が、裁判員裁判の死刑判決を破棄して、無期懲役と判断した理由の一つとして、先例の量刑傾向との同一性を重視したということがあります。しかし、裁判員による裁判という新しい制度へと変わった以上、先例とは異なる判断が出るということもあり得ることであり、違う判断をするということ自体には、問題はありません。では、裁判員裁判の考え方と先例の考え方が異なっていた場合、どちらが尊重されるべきなのかというと、当時、司法制度において改革が必要であると考えられ、裁判員裁判制度が新たに設けられたということからすれば、裁判員裁判における判断の方が尊重されるべきです。裁判員によって、事実認定と法律の適用がなされることに関しては積極的に認めるものの、刑罰を科す場合、特に死刑という刑罰の判断においては、職業裁判官の判断を優先すべきという考え方もありますが、裁判員法は、裁判員の行うべきこととして、「事実の認定」や「法令の適用」だけを挙げているわけではなく、「刑の量定」、すなわち、どのような刑罰を科すかという量刑の点についても、裁判員の行うべきこととしています。これは、元々、裁判員裁判制度が、一般国



民の健全な社会常識を反映させるために、裁判員の量刑への関与も認めるものとして導入されたものであることから、当然認められています。にもかかわらず、今回の東京高等裁判所の判断は、先例の量刑傾向に縛られ、安易に裁判員裁判の判決を否定していて、国民の意見をないがしろにしています。

もちろん、裁判員裁判といえども、もっともな理由があれば、控訴審において、第一審の裁判員裁判の判断が破棄されるということも認められないわけではありませんが、今回の事件で言えば、破棄しなければならない理由があるとは考えられません。

また、この裁判官は、以前犯した犯罪と似たような犯罪を再度犯したとしたら、それは、守らなければならない法律によるルールを軽く考えていて、更生する可能性がないが、犯人が行った以前の犯罪は、無理心中目的の殺人で、今回は、お金目的の強盗殺人だから、更生の可能性があるとこのことを言っています。2人殺して、刑務所に入って、刑務所から出た6か月後に、また、人を殺す。このような犯人のどこを見て、更生の可能性があると判断したのか全くわかりません。

また、「被告人は、仮出所中ではなく、真面目に服役して全ての刑期を終えてその執行を終了した後である」ということも挙げていますが、仮出所が認められなかったことからすれば、服役中に問題を起こしたとも考えられ、死刑判決を破棄する理由には、到底なら

ないはずで

加えて、今回の控訴審の判断は、無期懲役刑と死刑は、質的に異なるとして、死刑の判断を避けていますが、裁判員裁判制度において、刑罰に死刑となっている罪名も対象とされており、別個に判断されるとはなっていない。そのような事情の下、死刑と無期懲役の判断は、質的に異なるとして、別に検討すべきものではなく、一般国民より選ばれた裁判員が、死刑についても判断できることになっていることから、やはり、裁判員裁判の判決を破棄する理由にはなりません。

裁判過誤

弁護士 米田 龍玄

少し古い昭和40年代後半の事件の話をしします。当時、犯人の男は20歳でした。オートレースやボートレースに熱中し、勤務先、知人、高利業者からも借入れをしました。あげくに近所の主婦からもお金を借り、その主婦を殺害し預金通帳などを奪って逃亡しました。悪質な事案でしたが、犯人が20歳と若かったことや、前科が無かったこと、事件後親族の説得を受けて出頭したことなどの事情が考慮されて、無期懲役になりました。犯人は、約14年9か月で仮出獄を許されました。そして、仮出獄から3年足らずの後、犯人は、訪問販売を始めましたが、顧客の老婆をドライブに誘い

出し、首にビニール紐を巻き付け窒息死させ、現金と預貯金通帳を奪い去りました。犯人は、2度も、身勝手な理由で、人間の命を奪い去りました。

1度目の事件で、死刑という選択肢は考えられました。おそらく弁護士は、犯人が反省し、再犯を犯さないと誓っているなどと弁論し、裁判官は、死刑にすべきであった人間を無期刑に処し、結果、犯人が仮出獄することになり、新たな犯罪を、新たな被害者を生み出したのです。

2度目の事件で、前科を考えれば、当然に死刑が予想されましたが、裁判所は、犯行場所が場当たりの計画性がないなどその他の点から、改善更生の余地がないとまでは言い切れず、なお、いっぺんの人間性が残っている。過去、仮出獄期間中に強盗殺人を犯した者は、皆死刑になっているけれど、それらの事例と比較して悪質性が低いとして、極刑をもって望むことに一抹の躊躇を覚えると述べたのです。

この裁判所の裁判官は、またもや無期懲役が相当であると考えたのです。加害者の更生に言及するのであれば、「犯人が再び犯罪をすることは絶対にありません、私が保証します。もし更生せず再犯を犯したなら、裁判官が責任を取ります。」と言わなければ、無責任です。検察は、当然、控訴をしました。すると、高裁は、一審の判断を維持し、無期懲役でよいと述べたのです。2度目の事件は、一審のみならず控訴審までもが同様の判断をしました。

こうしてみると、若年で司法試験に合格した直後から裁判官エリートとして純粋培養された裁判官が主権者たる国民の意思と乖離したおかしな考え方を持っており、職業的裁判官だけでは、適切な判断ができないと言わざるを得ないのです。

2度目の事件は、検察が上告し、最高裁が取り上げたので、破棄差し戻しとなりました。差し戻し後の高裁において死刑の判決がされています。

平成21年5月から、裁判員裁判が始まり、これまでのおかしな考え方をもちた裁判官だけによる裁判の悪弊が是正され、国民の考える正義を刑事裁判に反映させる仕組みができたものといえます。

裁判員裁判になってから厳罰化の傾向にあるとする見方があるようですが、国民の目が入った結果が今の姿であるとするれば、過去の裁判官による裁判が国民の考える正義と乖離していたというにすぎません。

裁判員裁判によって適切な国民の意思が反映されるようになり、その結果、五十嵐さんの事件では、一審で、死刑判断に至ったにもかかわらず、控訴審は、裁判官だけの判断で、過去の裁判例に照らして重いという



理由で、一審の裁判員裁判を覆したのです。

裁判員を努める国民の負担を軽減が議論されていますが、この東京高裁の判決は重い負担を負って判決に至った裁判員を愚弄するものともいえます。もし、この無期懲役の高裁判決が維持され、犯人が、仮釈放され、再度、人の命を奪う結果になったときに、裁判所の裁判官、更生の可能性があるとして主張した弁護士、仮釈放を求めた刑務所長、仮釈放の決定をした地方更生保護委員会の委員、全員、判断を誤ったのだということ、その結果、尊い人命が奪われるに至ったことを肝に銘じ、その責任をとるべきなのです。

手術のプロである医師が失敗をしたら、医療過誤になります。裁判のプロである裁判官が判断を間違えたのであれば、裁判過誤、仮釈放過誤というべきです。その場合、裁判官はその責任を負わなければなりません。

刑罰の目的と誤判の可能性

弁護士 佐々木 伸

最初に、死刑廃止・存置について割れている論点についてお話しさせていただきます。私も存置派ですが、根拠がいろいろあると思いますので私の意見を聞いていただこうかと思います。

死刑制度に犯罪抑止力があるのかないのかということですが、死刑廃止派の人が、フランスなどでは死刑が廃止になっても犯罪率が上がらなかったことを根拠に、「もはや社会的には死刑に抑止力はないということが前提となっている」と決めつけて言う方もいます。しかし、廃止して犯罪率が上がらなかったというのは、データの取り方として不公平ではないかと思えます。問題は、抑止力ですから、人を殺そうと思っ

た人が母数で、死刑があるからやめようと思った人が分子にこなればおかしいと思います。今まで死刑がない国に死刑を導入したのに犯罪が減らなかったというデータがもしあったなら、それは一定の説得力を持つかも知れませんが、少なくとも死刑を廃止したのに減らなかったというのは全く根拠になっていないと思います。

刑罰の目的を刑法で勉強しますが、その中で法益保護機能という言葉と人権保障機能という言葉が出てきます。法益保護機能というのは、国民の生活を脅かす犯罪者を処罰して国民の利益を守る機能と言われています。刑法に法益保護機能があるということ自体については、ほとんど争いはありません。すなわち、刑罰の目的についてはおおむねコンセンサスが得られているということです。刑罰の目的の定義からしますと、刑罰自体に抑止力があるのは当然の前提であり、そうであれば死刑だけを別意に解する根拠は特になくはないと思います。

続いて、誤判の可能性ですが、あってはならないことで、国家による殺人だけではなく、逮捕監禁でもこれは立派な刑法の犯罪です。ですからこれが死刑についてだけ特に語られる理由は、私は特に見いだせないと思いますし、それは強い根拠にならないと思います。

次に国民感情というものが議論の軸になることがあります。これは我々存置派の立場からすると、国民の86パーセントが死刑存置を望んでいるのだからということ根拠にします。反対派の方は、法律というものは感情に流されて乱れてはならないのであるという意見がありますが、これは議論が倒錯していると私は考えます。死刑というのは気分で作っているのではなく法律で決めてやっていることです。法律というのは議論を経て、最終的には多数派の意見が通るのが法律です。多数派ということは、すなわち国民感情



情、コンセンサスが必要ということで、法律事項であるという以上は当然ことですので、議論にのぼるような話ではないと私としては思います。

以上、複数の論点について私の意見を申しました。それ以外に私が思っていることが一つあります。私はJR 福知山線事故の指定弁護士といたしまして検察官役で約3年半、公判をやってまいりました。ご家族を亡くされた方と多く接して思ったことは、同じ事故で同じように亡くなられた方でも、考え方というのはいろいろあるということです。まずは存置派も廃止派も謙虚でなければならぬのは、被害者がこうあるべきだということを外から言うことに、非常に抑制的であるべきだと思います。被害者が1人亡くなるということは、これは抽象的な話しではなくて1つの具体的な事実です。それに対応して加害者を1人殺殺する。これも抽象論ではなくて1つの個別の事態であると思います。ですから、どういう場合にどういう効果が発生するかということさえ明確であれば、選択肢は多く柔軟であるべきだと考えます。そういった意味から制度として死刑制度を廃止するというのにはあり得ない結論だと思います。

死刑と残酷な刑罰

弁護士 上谷 さくら

憲法第31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と定めていますので、法律の定める手続きによって生命を奪うことが予定されています。憲法が死刑自体は認めているとすると、次の論点は、死刑の執行方法である「絞首刑」が、「公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」という憲法第36条の「残酷な刑罰」に当たり、憲法違反なのではないか、ということです。

被告人に死刑判決が出る場合、その罪名は100%殺人が関係し、必ず被害者の遺体があります。最近、裁判員の女性が被害者の凄惨な遺体の写真等を見てPTSDになったということで、国家賠償請求を起した事がありました。被害者2名の強盗殺人事件の裁判員裁判で、被害者の夫婦それぞれの頭、首に多数の刺し傷のある遺体が血の海と化した現場に横たわっている状況を写した写真、被告人が使用していた血だらけの軍手、被害者2名の刺し傷を写したものの、頭と首の模型を利用して示した刺し傷を写したものの等が、裁判員に示されました。この女性は、法曹関係者ではありません。それまでの人生では全く想像もできな



かったような衝撃を受けたのでしょうか。被害者の辛さを受け止めようとしたからこそ、重いPTSDになったのかもしれませんが。殺人事件の被害者の遺体というのは、それほどまでに凄惨なものだと思います。ただし、この現実を目を背けて裁判をするべきではありません。被告人の刑を決めるにあたり、被害の実態を正確に把握することが最重要だと思います。裁判員への配慮は、辞退を柔軟に認めることや、事後のケアで足りると思います。この刑事事件は、検察から死刑求刑があり、判決も死刑でした。

平成13年、社民党の議員が、死刑が執行された死刑囚の首についた縄の跡の写真を衆議院の法務委員会に持参し、「このような残虐な行為が死刑なのです、絞首刑なのです、憲法に違反します」と言って法務大臣に詰め寄ったことがありました。この死刑囚が殺したのは3人です。1人目は保険金をかけて夜釣りに誘っ

て海に突き落として溺死させ、2人目にも保険金をかけて鉄棒で滅多打ちに叩き殺して車ごと谷底に落として殺し、事故を装って2000万円を受け取り、3人目は金融業者で、返済の催促がくるために同じように鉄棒で滅多打ちにして殺害し、海に捨てています。あすの会の会員が、この議員に「被害者の遺体を見たくて、死刑囚の遺体が残虐だ、憲法違反だというのか」と詰め寄ったところ、無言だったそうです。この事件の被害者3名の遺体、死刑囚の遺体、合計4名の遺体を並べた時、死刑囚の遺体だけが際立って残虐だといえるのでしょうか。

「せめて殺してから首を切ってください」と懇願する被害者に対し、生きたまま電動のこぎりで首を切断して殺害した事件、仕事のトラブルの相手を殺害しようとしたものの失敗し、その人の妻と妹を拉致して山林に連れ込み、生きたまま粘着テープで拘束してドラム缶に入れ、ガソリンをかけて焼き殺した事件、宝石店に押し入り従業員の女性6人の体を縛り、ガソリンをかけて火をつけて全員殺した事件、などこれはほんの一例です。

死刑廃止を唱えるのであれば、まず被害の実態を詳細に把握し、むごい遺体と向き合うべきです。その遺体が自分の家族であっても、「加害者には生きて償ってほしい、そのために税金を払うことを惜しみません、仮に出所したら社会から隔離されて再犯に走ることはないよう、加害者の隣に住んで家族ぐるみでお付き合いします。」と胸を張って言える人だけが主張していいのだと思います。

被害者の遺体は尊いものだと思います。そのご遺体を前にして、絞首刑が残虐な刑罰だなどという議論は何の意味も持たないように思います。

4. パネルディスカッション (要約)

生きて償う

生きて償うという発想自体がおかしい。犯人がそのまま生きていくことがそのこと自体が被害者にとって苦痛で、生きては償うことはできない。ただ生きていくだけというのは困る。被害者と同じように苦しんでほしいと思う。今の絞首刑は残虐な刑罰にあたらない。できるなら殺害された方法と同じ方法で死刑執行してほしい。自分自身の死と向き合うことが必要で、反省することと償うということは繋がらない。刑を決めるのに検討すべき要素ではない。本当に真人

間になった犯人は死刑を受け入れるのではないか。

更正の可能性

犯人が更生できるから死刑にするなというのが、更生することに、責任とれるのか。責任をとる形が死刑だと思う。更生ということを遺族としては全く求めてない。更正の可能性と償いは結びつかない。その主張に違和感があるというのが被害者遺族の共通した意見。過去を整理して、それが償うということ。償うということが埋め合わせるということ。裁判官は更生の可

能性をすぐ認めているというところが引っかかる。将来のことは誰も分からないのだから、それを死刑の判断の要素の中にいれるというのは誤っているのではないか。犯罪に対して責任をとる形が死刑だと思うので、更生ということに関しては遺族としては全く求めていない。

死刑について

何をしても死刑なのだから謝っても仕方ない、だから謝罪もしないというスタンスになってしまう犯人もいる。制度をなくしてしまえば選択できない。選択肢は多く柔軟であった方がいい。

更生とか反省するとかいうことと死を持って償ってもらおうということとは別問題ではないか。命あるその人に対して死刑を求めると言うことは、まさに求める側、遺族の方が人の命をないがしろにしているのではないか、軽んじているのではないか、という反論もあるが、命を軽んじるということにはならなくて、犯行に見合う刑罰を下すという事である。人の命を軽んじているのではなくて人の命が大事だからこそ悩み抜いて命を懸けて、死刑判決を出されたのではないかと思う。手続きを経て判決が出たものは決して命を軽んじているのではなくて、人の命を重視しているからこそその死刑判決だと思う。

裁判官の姿勢

死刑のような重たい判決を出したくない。だから出さずに済ませられる方法の理屈だけを並べ立てているというのが判決である。根本的な問題として、裁

判官の養成に問題があるのでは。裁判官は「ごめんなさい」と言ったことがあるのか。一番改めるべきは裁判官ではないか。裁判官の発想は被害者と被告人の平等ではなく、被告人間の平等である。過去の被告人との刑罰の公平を言っているのだから、過去の先例との一貫性が大切であるという意味である。今までは職業的裁判官だけであったのが、裁判員が入ってきたわけだから判断の結果が変わってくることは当然である。裁判員裁判は職業裁判官のみの裁判が国民の意識から離れているから始まったもの。新しい制度にしたのに制度導入前に合わせるという事は制度矛盾ではないかと思う。

今の裁判の刑の基準が杓子定規

法廷刑自体が余りにも幅がありすぎる。人を殺せば死刑とそれだけに決めてくれれば何も悩むことはないではないか。今の裁判の刑の基準が杓子定規すぎてそちらが問題なのではないか。それがまずいから裁判員裁判を作ったはずだが、なぜ五十嵐さんのような事態がおこるのか。最高裁の司法研修所の指針の中に「過去の裁判の一般的な傾向に充分留意すべきだ」と書いてある。明らかに裁判員制度の否定である。裁判所だけで通じる論理が成立して、まさに司法のガラパゴス化になっている。僅かに生身の血の通った人間がそれぞれの事件をどういうふうにどういう事件だったかそれぞれ見て判断しているわけだからその判断を重視しなければいけない。今までの裁判所の論理で覆すというのはとんでもない誤りだと思う。死刑廃止論者が裁判官になっている割合が高いのではないかと思う。



死刑をしない方が美しいみたいな世の中の論調がどうもあるみたいと思う。国民の意思はどうかというのを裁判官自らがきちんと受け止めてほしい。

検察官は被害者のためになっているかというよりは基準で合わせる。犯罪被害者の痛みを分かっている人に裁判官になってもらいたいけれども現実はそのでない場合が結構ある。感情論か死刑にしたくないという思いから単に言うだけで理由が理路整然としていない。加害者と被害者との罪の重さと罰の重さをバランスとるのが弁護士がつけている秤のバジではないのか。

誤判の可能性

誤判の可能性があるから死刑は廃止すべきだ。誤判の問題と死刑がリンクしているというのは論理的におかしい。量刑の判断においては先例を踏襲する悪癖がある。事実認定そのものにおいて裁判官の能力は認める。裁判員は明らかに罪を犯したのは明白だということが前提の上でその刑罰をどの程度にしようかと言うことに参加すればいい。社会の秩序を守るためには刑罰という制度が有効であり、刑罰自体の存在は

認めている。重罪に対しては適正な処罰であるということが示せるので、死刑制度があることでプラスの価値の方がある。

誤判の危険性というのは、疑わしきは被告人の利益という原則を徹底することで防げる。取り調べの可視化、科学捜査という点で防いでいける。誤判の可能性が全然ないのに、死刑をなくすという理由にはならない。現に冤罪が起きていることは、存置派にとって一番弱いところ。廃止派にとって弱いところは被害者感情である。被害者も冤罪は望んでない。犯人は処罰してほしいと思うのである。死刑は重いけど無期は軽いという発想で言われるが、無期も30年以上は務めなければいけない。この間、人生を奪われたということは変わらない。誤判は刑事罰全部に付随する問題であって、死刑だけに限らない。冤罪のリスクがあったとしても、現状死刑という制度は維持すべきだ。疑わしきは被告人の利益という方向から誤判にならないようにすべき問題であって、死刑そのものを廃止すべきだというのは論理の飛躍。冤罪の可能性よりも本来死刑になるはずの者が無期懲役になっていることに問題があるのではないか。だからこそ裁判員制度ができたのであってこれを否定するような判決はおかしい。

5. 総括

日本の文化に根ざした死刑制度

弁護士 高橋 正人

諸澤先生がされるはずでしたが、ご欠席になりましたので、私の方から総括と言うことでお話をさせていただきます。

死刑制度の廃止は、世界の趨勢、潮流などとよく言われます。世界に約200カ国ぐらいありますが、その内141カ国が廃止、57カ国が存続であります。そうすると、特にヨーロッパ諸国からは日本も死刑を廃止すべきだ、国連からも廃止してはどうかとよく勧告を受けるわけです。しかしこれは、ちょっと国際法上問題があるのではないかと私は思います。やはり国際社会というのは主権国家です。主権国家は平等であります。その時に内政に干渉してはいけないというのが国際法の大原則であります。死刑にするかどうかは、まさに単純な司法制度の問題ではなくて、各国の独自の文化に根ざした司法制度の中として死刑制度があると私は思います。日本では国民の85.6%が死刑制度に賛成しています。これはどういうことかという、社

会の秩序を維持したり、あるいはその国の倫理的な文化を維持していくためには、どうしても死刑制度が必要なんだと、そう国民が考えたことの証じゃないかと思えます。

古い話ですが、江戸時代には仇討ちということが法制度として認められていたわけです。当初は武士の面目を保つということで作られたようですが、実際には市民一般に広がっていました。一般の市民もそれを支持し、賞賛していたわけです。明治6年までそれが続いておりました。こうしたことから、日本人、あるいは文化、精神構造の中では、人の命を奪った者に対しては、場合によっては、命を持って償ってもらわないといけないとそういう道徳観が根付いていると思います。遺族が死刑を求めるといのは、まさにそういった道徳的価値観に裏付けられた国民の応報感情を断言していると私はいつもそう捉えています。従いまして他国からどうのこうのと言われたからと言って、我が国が制度を変えようということは我が国が主権国家であることを放棄することになると考えております。

次に日本の文化に根ざした死刑制度はこれからも

維持されていくかということですが、今日のディスカッションで共通の認識ですが、裁判官の資質、特に高裁の資質に帰着すると思いますが、ただそれを言っても仕方ない。現実を見ていかないとけないと思います。

私が初めて被害者参加裁判を受け持ったときは、二十歳になる娘さんが中学生のころからの知り合いに殺された事案でした。自首しました。捜査段階から自白しています。過去の相場から考えても死刑にはならない事案でした。しかし私は死刑を求刑させていただきました。この時に私は、2つのことを言いました。私が裁判長だとすると皆さんから見て右側が左陪審といひます。裁判長からみて左側に座っています。そしてこちら側が右陪審です。裁判長は20年以上のキャリアがあります。右陪審には5年から10年以上のキャリア、左陪審には1年から2年くらいの裁判官というのが構成として多いです。私は2つのことを言ったのです。被害者参加制度は平成20年12月1日から施行されました。事件は平成22年です。平成20年11月30日までは被害者は記録を見られなかった。公判の期日も教えてもらえなかった。判決文すらもらえなかった。それが12月1日から変わりましたと申し上げたら、裁判員は全員びっくりして聞いていました。裁判官たち3人はしかとしているのです。そんなこと分かっている、やばいなという顔をしているのです。続いて二つ目のことを言いました。罪にも反省して償える罪と償えない罪があります。障害とか財産犯であれば被害を弁償し、あるいは傷も完治し100回謝れば



ひょっとしたら許すかも知れない。しかし殺人と心の殺人である強姦はそうはいかない。これはどんなに償おうが反省しようが更生しようが償えないじゃないか。反省していただくのは大いに結構だが、しかし反省したからって何なんだ。亡くなった娘さんは返ってこない。だから罪を、命をもって償ってほしいのが遺族の気持ちだと申し上げた訳であります。そうしましたら、9人の裁判官の判断は明確に二つに分かれました。裁判員全員が頷いておりました。左陪審は身を乗り出すように頷いて聞いておりました。裁判長は大きく首を横に振っておりました。私はこれを見まして、やはり裁判員制度を作らなければだめだ、これは維持しなければいけないと思いました。更に左陪審の反応をみましてこれから担っていく司法、若い裁判官に私たちは期待できるんじゃないかなと思ったわけです。今日はどうもありがとうございました。

6. 閉会挨拶

閉会の言葉

代表幹事代行 林 良平

我が国では、死刑制度について論じられる場合、廃止論者の主張に対し、存続論者の反論という図式で議論が進められてきたのではないかという印象を私は持っております。

本日の会は、死刑廃止論者に対する反論の会ではなく、親族の命を奪われた被害者遺族の心からの叫びを通して、それに匹敵する罰とは何かを真摯に考えてもらうために犯罪被害者自らが企画しました。死刑制度を存置する必要性を、当事者の言葉を通して皆様に理解してもらおう事こそが、最も重要な点で



あると私は確信しています。
今日の議論がここで途切れずに、国民全体の議論

としてさらに広がる事を期待して、本日の大会を終
了致します。

アンケートから

●死刑制度に賛成。殺人を犯した時点でもうその犯人は生きている価値がないと思う。被害者にした同じ方法で執行し、被害者と同じ恐怖、痛み、苦しみを受ければ自分の犯した罪の重さに気づくと思う。

10代 女性 中学生

●死刑制度には賛成。ニュースでは結果しか見ていなかったが、報道されていない部分の被害者の考え方、想いがわかり涙が出た。ゼミの研究で、犯罪被害者等基本法の立法過程について調べていてあすの会を知った。基本法が制定されても、被害者等は精神的に普通の生活ができていない状況がわかった。法学部に勉強中で、1回生の時に死刑廃止について議論したが、私も家族も被害者ではないが死刑存置派で、今日の会でやはり日本においては、死刑制度は置いておくべきだと思った。

20代 女性 学生

●死刑制度には賛成。冤罪の可能性と死刑制度存置についての悩みは更に深まった。30代 男性 弁護士

●日本の死刑制度の存続について議論されるが、被害者の実情を知らずに死刑制度の廃止を唱える人や団体には嫌悪感を覚える。被害者の人権・尊厳が確立されていない今、死刑廃止論を唱えることは順番が逆ではないかと思う。今、加害者の人権を論じる余地はないと思う。

40代 女性

●死刑制度には反対。被害者の生の声には重みがあり考えさせられた。いずれにしても、死刑に関する情報が少なすぎると思う。公開について議論されるべきだと思う。遺族にも期日を教えられない死刑に意味があるのか。裁判員が無罪・無期としても尊重すべきか。

50代 男性 弁護士

●死刑制度には賛成。被害者遺族の悲痛な叫びを聴き、死刑制度の存続のみならず犯罪被害者を支援する国家制度の充実が特に必要であると感じた。

50代 男性 公務員

●死刑制度には賛成。犯人の人権ばかり言われるが、被害者の人権はどこにあるのか。弁護士・裁判官も自分の家族が被害にあったらどうなるのか。よく考えてみてほしい。

60代 女性

●死刑制度には反対。被害者遺族加藤さんの明確な論理立てには感服した。しかし、死刑制度そのものについてやはり納得できない。

60代 男性 弁護士

●死刑制度には賛成。凶悪犯罪被害者の声は重い。聞いていて体が震えてきた。この被害者の苦しみに裁判所は答えなければならない。

60代 男性 弁護士

アンケートにご協力ありがとうございました。

活動報告 2013年4月～2013年10月

2013年4月

- 4日 経済補償制度について白井弁護士に相談しアドバイスを受けた。
- 7日 第138回関西集会
- 10日 松村代表幹事は第12回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。高橋・渡辺副代表幹事が随行した。
- 14日 第120回幹事会
- 19日 ニュース・レター45号発行
- 21日 第120回関東集会

2013年5月

- 5日 第139回関西集会
- 18日 第121回関東集会
- 22日 伊藤会員が大阪府警察学校専科教養部の警部補の学生に「各警察署にて、犯罪被害者を支える窓口支援担当官へのお願い！」の講演をした。
- 25日 林代表幹事代行は近畿管区警察学校の学生400名に「被害者家族の思い」の講演を行った。
- 29日 松村代表幹事は第13回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。後藤弁護士・渡辺副代表が随行した。
- 30日 高橋(正)副代表幹事は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第3回)」に出席した。大澤弁護士が随行した。
- 31日 第55回全国矯正展へ展示参加した。

2013年6月

- 2日 第140回関西集会
- 5日 岡本会員がNPO法人 被害者支援センターかがわより依頼を受けて、被害者の立場から講演した。
- 7日 日弁連死刑廃止検討委員会事務局長小川原優之弁護士による法律新聞「死刑廃止について全社会的議論を呼びかけます」に対する高橋(幸)幹事の反論が同誌に掲載された。
- 9日 第121回幹事会
- 15日 第122回関東集会
- 26日 日本維新の会西野弘一議員その他議員からヒアリングを受けた。大崎、岡本、西木、山田会員が被害者の実情を訴えた。松村代表、渡辺・高橋副代表が随行した。

2013年6月

- 7日 第141回関西集会
- 10日 松村代表幹事は第14回「犯罪被害給付制度の拡

充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。渡辺副代表が随行した。

- 11日 林代表幹事代行は近畿管区警察学校の学生373名に「被害者家族の思い」の講演を行った。
- 20日 第123回関東集会
- 21日 第122回幹事会
- 25日 高橋(正)副代表幹事は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第4回)」に出席した。
- 30日 岡本会員が平成25年度石川被害者等支援連絡協議会講演会にて被害者の立場から講演した。

2013年8月

- 4日 第142回関西集会
- 23日 松村代表幹事が法律新聞にあすの会の紹介文を投稿し掲載された。
- 29日 林代表幹事代行は近畿管区警察学校の学生200名に「被害者家族の思い」の講演を行った。
- 30日 渡辺保副代表幹事が神奈川県犯罪被害者支援ボランティア養成講座にて講師を務めた。

2013年9月

- 1日 第143回関西集会
- 8日 第123回幹事会
- 9日 松村代表幹事は第15回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。渡辺副代表が随行した。
- 10日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として豊ヶ岡学園にて講演した。
- 13日 日弁連死刑廃止検討委員会事務局長小川原優之弁護士による法律新聞「死刑廃止について全社会的議論を呼びかけます」に対する高橋幸夫幹事の反論第2段が掲載された(20日発行分と上下に分割)。
- 18日 高橋(幸)幹事が日本精神科看護技術協会の依頼により犯罪被害者の権利について講義した。
- 21日 第124回関東集会
- 23日 2月8日に法務大臣に答申された改正少年法に対して、あすの会では会員にアンケートを取るなどして見解を纏めた。(HPに掲載)
- 28日 あすの会 in関西「凶悪犯罪被害者の叫びー死刑制度を考えようー」をクレオ大阪西にて開催した。

2013年10月

- 1日 澤田会員が静岡県「犯罪被害者等支援担当者研修会」において講演した。

- | | |
|---|--|
| <p>3日 高橋(正)副代表幹事は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第5回)」に出席した。岡村弁護士、松村代表幹事、渡辺副代表幹事が随行した。</p> <p>6日 第144回関西集会</p> <p>17日 伊藤会員が近畿管区警察学校の学生400名に「犯罪被害者を支える警察機関へのお願い」の講演をした。</p> | <p>19日 第125回関東集会</p> <p>20日 林代表幹事代回は「堺 自由の泉大学」の「男女共同参画市民啓発講座」で講演を行った。</p> <p>23日 松村代表幹事は第16回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。高橋・渡辺副代表が随行した。</p> <p>27日 第124回幹事会</p> |
|---|--|

第13回 全国犯罪被害者の会(あすの会) 大会

死刑制度を考えよう～こんな判決で良いのですか～

社会を震撼させる凶悪犯罪事件は後を絶ちません。犯罪被害と無縁の幸せな人たちが、死刑廃止をはじめ犯罪者のための様々な活動を積極的に行っております。その上、高等裁判所の判決で、一審の裁判員裁判での死刑判決が破棄され無期懲役に減刑されることが続くなど私たちに納得できないことばかりです。

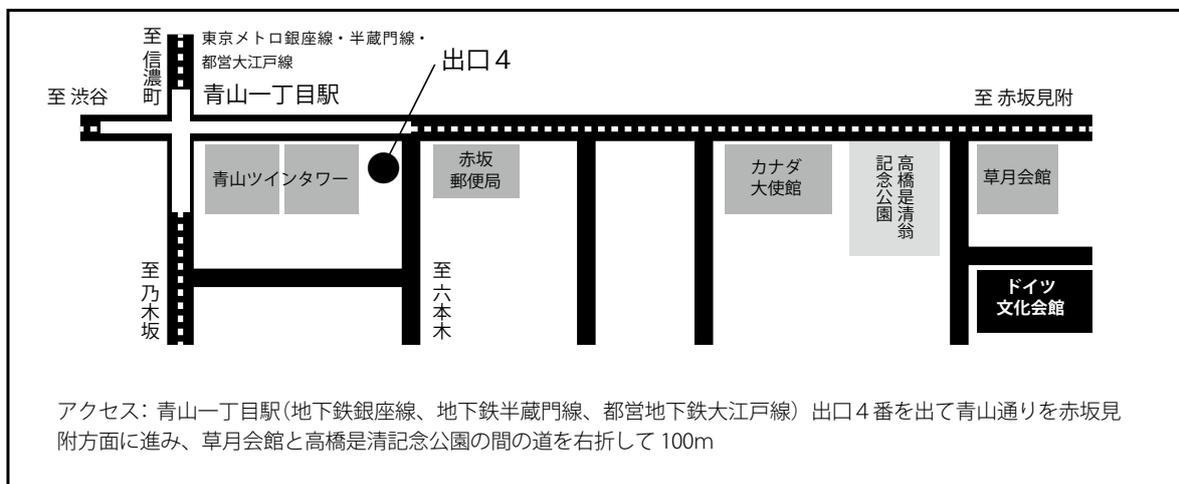
犯罪被害者が、どれほど口惜しい日々を送っているか私たちの声を聞いてください。

そして一緒に議論してください。

皆様のご来場をお待ち申し上げます。(事前申込み不要・参加料無料)

【日時】 2014年1月25日(土) 12:30開会(12:00開場)

【会場】 ドイツ文化会館内 OAGホール



幹事会、関東・関西集会 報告

幹事会報告 第120回～第124回（平成25年4月～10月）

第120回から第123回までは、主に9月開催の「あすの会in 関西」に向けて検討し、被害者5人の選任、弁護士4人の発表者などプログラムを作成した。運営については関西集会に一任した。また、内閣府「犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の進捗状況の確認と今後の方針についての話し合いをした。少年法について法務大臣に答申された内容について検討した。

第124回からは、平成26年1月の東京大会に向け

での検討を始め、平成26年1月25日（土）東京青山OAGホールでの第13回大会の開催を決定した。被害者5人と弁護士4人の発表とし、会場との討論も行うことにした。

当会発足メンバーである宮園誠也幹事が一身上の都合で7月末日をもって幹事辞任の意向を表明され承認された。これまでの功績に感謝し和やかな送別会をもって労をねぎらった。長いことありがとうございました。

関東集会報告 第120回～第125回（平成25年4月～10月）

幹事会報告として、前年度より引き続き経済的補償制度の進捗状況説明、改正少年法の問題点、被害者参加3年後見直しの意見交換会の様子などが伝えられた。その他司法関連のニュースを基に討論するなど会員の意識向上の場になった。それと共に会員の意見を聞いたり、交流したりする、近況（思いのたけ）

を話す場でもある。会員同士だからこそ理解しあえる、共感しあえることが沢山ありお互いに癒されると感じられた。

ただ、参加者の顔ぶれが限られてきており、出来るだけ多くの会員の参加が望まれていたところ、関西から2人の会員が転入し新風を吹き込んでくれた。

関西集会報告 第133回～第144回（平成25年4月～10月）

NL44号で報告の通り、被害者参加制度を利用した裁判を実際に傍聴し、参加制度を利用された方々から意見を聞いて、改善すべき点を挙げていくことにした。

神戸市と堺市で被害者支援条例が可決制定された。担当部局の方より内容説明をして頂いた。また明石市では被害者支援条例の画期的改正に向け検討中であるとの報告もなされた。7月集会では、裁判員裁判で死刑判決がなされたのに6月20日東京高裁で破

棄された件について討論した。「国民の視点を取り入れる」という司法制度改革の原点を無視したものだ。被害者が何故翻弄させられるのかなど多数意見が出た。

あすの会in 関西の実施が幹事会で決議されたのを受けて、関西集会での取り組みを話し合い、全員が黒衣役に徹して会を成功させるために役割分担をした。翌月の集会では反省等も含めて話し合った。

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、充足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振込先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069 [あすの会]

〇一九 (ゼロイチキュー)店 (019)当座0100069
(他の金融機関からの振込用口座番号)

三井住友銀行 丸ノ内支店 (普)6577163
[あすの会 代表幹事 松村 恒夫]

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店 (普)2149873
[あすの会 代表幹事 松村 恒夫]

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に

私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係所属
- 前回の公判日 (傍聴券必要の有無)
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望 (年齢等)
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM1:00 ～ 4:00

電話：03-6434-5348

編集後記

今回はin 関西「凶悪犯罪被害者の叫び」特集号です。本年1月26日に開かれた第12回大会に引き続き死刑制度をテーマにしました。犯罪被害者の立場でいえば、凶悪犯罪者に死刑判決があって当然だし、法に則って執行して欲しいと考えます。

裁判員裁判の死刑判決が、東京高裁で2件続けて無期懲役に減刑されるなど看過できない状況です。職業的裁判官は、裁判員裁判制度が導入された意味と犯罪被害者の想いを良くかみしめて裁判に臨み、判決を出してもらいたいものです。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお申し上げます。